

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 6 月 27 日

会 社 名 筑波精工株式会社
代表者名 代表取締役社長 傳 寶菜
(コード番号：6596、TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 山口 成人
TEL 0285-55-0081
URL <https://tsukubaseiko.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は創業以来、「もっとも優れた製品・サービスの提供をすると共に、技術の創造・変革とつねに向き合い絶えざる成長に努め、高い企業倫理を保持し常に信頼されるべく社会的責任を自覚し、よりよい社会・環境づくりに貢献する。」という経営理念に基づいて事業活動を行っています。また、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上 30%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
V T O N E 株式会社	443,700	11.91
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION	392,894	10.54
株式会社オプトラン	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	275,000	7.38
柿崎尚志	270,000	7.25
樋口俊郎	258,000	6.92
TEL Venture Capital, Inc.	255,000	6.84
傳 寶菜	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス株式会社	200,000	5.37
坂井易子	180,000	4.83

※上記については、新株予約権（585,000 個）、自己株式（80,000 株）を除いた発行済株数（3,726,000 株）を基に割合を算出しております。

支配株主名	なし
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
樋口 俊郎	学者											
山本 健	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口 俊郎	—	—	長年にわたり静電チャックの研究に携り、その経歴を通じて培った技術の専門家としての経験・見識から当社の経営の監督とチェック機能を期待したためであります。
山本 健	—	—	長年にわたる証券会社での引受経験から株主政策、IR 活動等に関して豊富な経験と知識を有しており、これらの経験と見識から当社の経営の監督とチェック機能を期待したためであります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

【監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況】

当社は、2019 年 6 月の株主総会で会計監査人を設置し、常勤監査役を選任して監査役会を設置しました。社長室による内部監査と、監査役会による監査、並びに会計監査人は、其々が独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行うことで監査の実効性向上に努めることとしております。特に社長室と常勤監査役は、日常的な連携を行い、監査の継続的な改善を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安岐 浩一	公認会計士										△			
酒井 明彦	他の会社の出身者										△			
金井田 克司	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
安岐 浩一	—	当社の税務会計のサポートを目的としたコンサルティング契約を締結しておりましたが、2017年3月末をもって合意解約しています。	同氏は、公認会計士として培われた会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、適正な監査と助言が期待できるものと考えております。
酒井 明彦	—	当社の営業支援を目的としたコンサルティング契約を締結しておりましたが、2018年6月19日をもって合意解約しています。	同氏は大手メーカーの代表取締役社長の経験を有しており、経営の専門家としての見識を有しております。それらの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待しており、また、当社の経営に対する適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。

金井田 克司	○	—	同氏は㈱日立製作所において経理・財務・原価・海外での勤務等現場を経た後、同関係会社にて取締役・監査役の経験を有しており、その後日本ケミコン㈱で監査役を経験されていましたことから、その豊富な経験と見識を活かして当社の経営を客観的な立場から監査していただけるものと考えたためであります。
--------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者：社内取締役、社外取締役、従業員

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、その具体的な配分は取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

管理部が社外取締役、社外監査役に対して取締役会の開催前又は必要に応じて電子メール等を利用した事前説明・報告を行い、取締役会における効率的な審議や意思決定をサポートしております。また取締役会のスケジュールも配慮し、社外取締役、社外監査役が出席することができるよう調整を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

(イ) 取締役会

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、各取締役からは業績の進捗や経営上の課題への取組みなどが報告されております。

(ロ) 監査役会及び監査役監査の状況

監査役会は3名の監査役全員が社外監査役で構成されております。監査役会は、定期的に開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催致します。各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行ってまいります。

(ハ) 内部監査

代表取締役社長の直轄機関として設置されている社長室が内部監査を担当しております。社長室は社員1名で構成され、内部監査規程に基づき代表取締役社長と取締役会の承認を受けた内部監査計画に従って内部監査を実施しております。また、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたりとともに、適法性の面からだけでなく、妥当性の検証や効率性の改善の面に資する指摘・指導を行っております。

(ニ) 会計監査

会計監査については、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、あかり監査法人による監査を受けております。

当社の当事業年度における監査業務を執行した公認会計士は、林 成治氏、吉澤誉彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数については7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の技術に精通した社外取締役、社外監査役が、客観的かつ中立的な視点から、経営に対する監査・監督を強化する体制を整えることで、法令遵守、透明性、公平性、スピードを確保したガバナンス体制を整備しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) IR 資料をホームページ掲載 | 当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。 |
| (2) IR に関する部署 (担当者) の設置 | 管理部にて対応しております。 |
| (3) その他 | 説明会の開催につきましては今後の株主の状況を鑑み検討してまいります。 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を以下のように定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全取締役、使用人に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規程に基づき文書または電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために必要な体制を整備します。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの識別・評価については、各部門に係わる個別のリスクを部門長が中心となって検討し、その結果をリスクアセスメント一覧表に取り纏めた上、リスク管理委員がリスク管理委員会にて当該リスクアセスメント一覧表を審議・承認します。リスクへの対応については、リスク管理規程に基づき取締役会やリスク管理委員会にて個別リスクを評価の上、対応を検討・決定し、所管部門にてその対応を実行しております。危機管理の対象となる事象が発生した場合にも、リスク管理規程に従い、リスク管理委員会による討議を経て、必要な場合には取締役会の承認を受け、適切・迅速に対応します。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。

f. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。

i. 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

会社が、監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、その費用等を負担することとしております。

j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために「反社会的勢力排除規程」を策定し、当社の全役員・従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

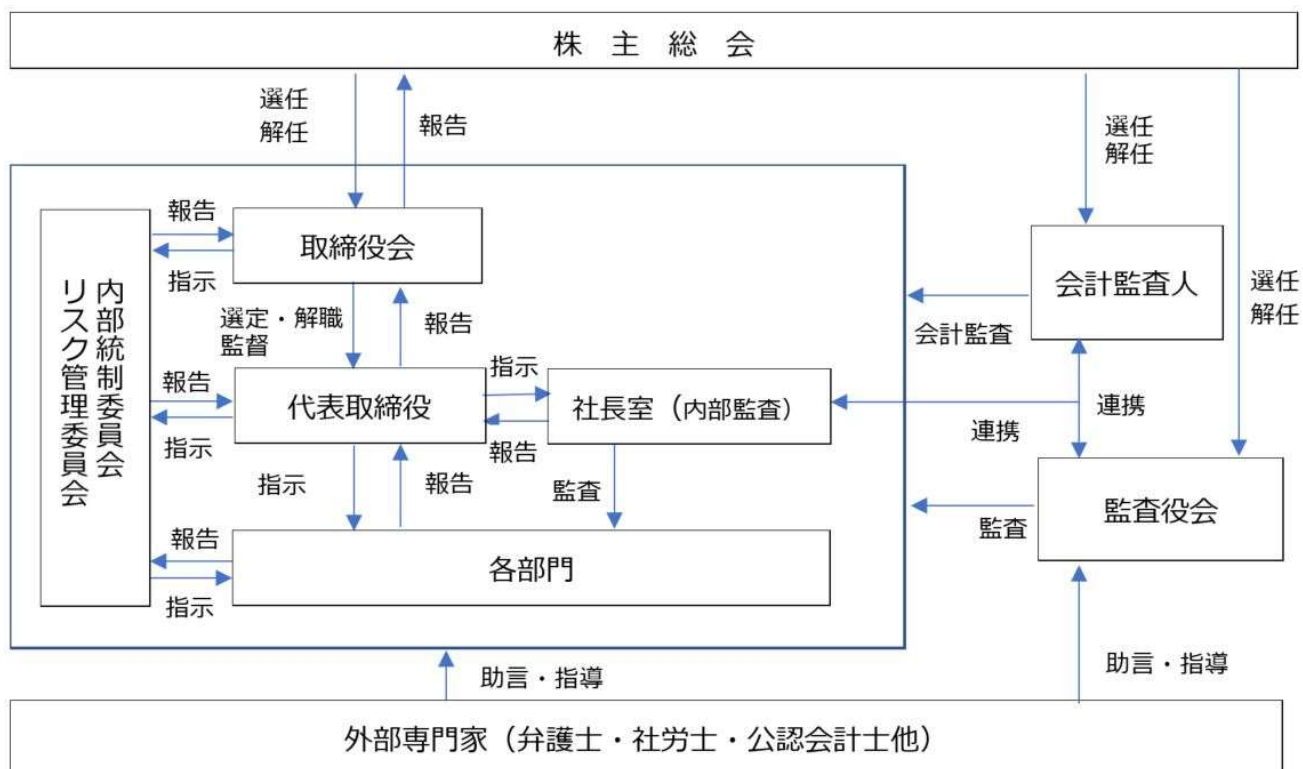
反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力排除規程」を策定し、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、当社が新たな取引先と契約を締結する場合の契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。さらに暴力追放運動推進センターの主催する「不当要求防止責任者講習会」に社員を参加させ、複数の不当要求防止責任者を社内で育成することで、社内における反社会勢力に対応する体制を構築してまいります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無：なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図



(2) 当社の適時開示体制のフロー

